

2014年9月2日 全8頁

農協の再編に関する法律など

農協同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 貯金や資金貸付などの金融サービスを提供する信用事業を行う農協の数の最近の推移を見ると、減少している。この減少の原因の中には、合併などの再編があったものと推測される。
- 農協が再編を行う場合にどのような法律が関わってくるのだろうか。再編は大変複雑な行為であるので、多くの法律が関係していると思われる。
- ここでは農協同士が合併する場合を前提に、農協の根拠法である農業協同組合法や、協同組織金融機関の優先出資に関する法律といった基本的と思われる主だった法律を掲げ、ごく簡単な解説を加えたい。
- また、参考までに再編強化法、農水産業協同組合貯金保険法、金融機能強化法、独占禁止法についても触れることにする。

1. はじめに

【農協とは】

農業協同組合（以下、農協）とは、農業協同組合法を根拠法とする、組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人である^(注1)。

(注1) 農協については、例えば、農林水産省の以下のウェブサイト参照。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_qa/index.html

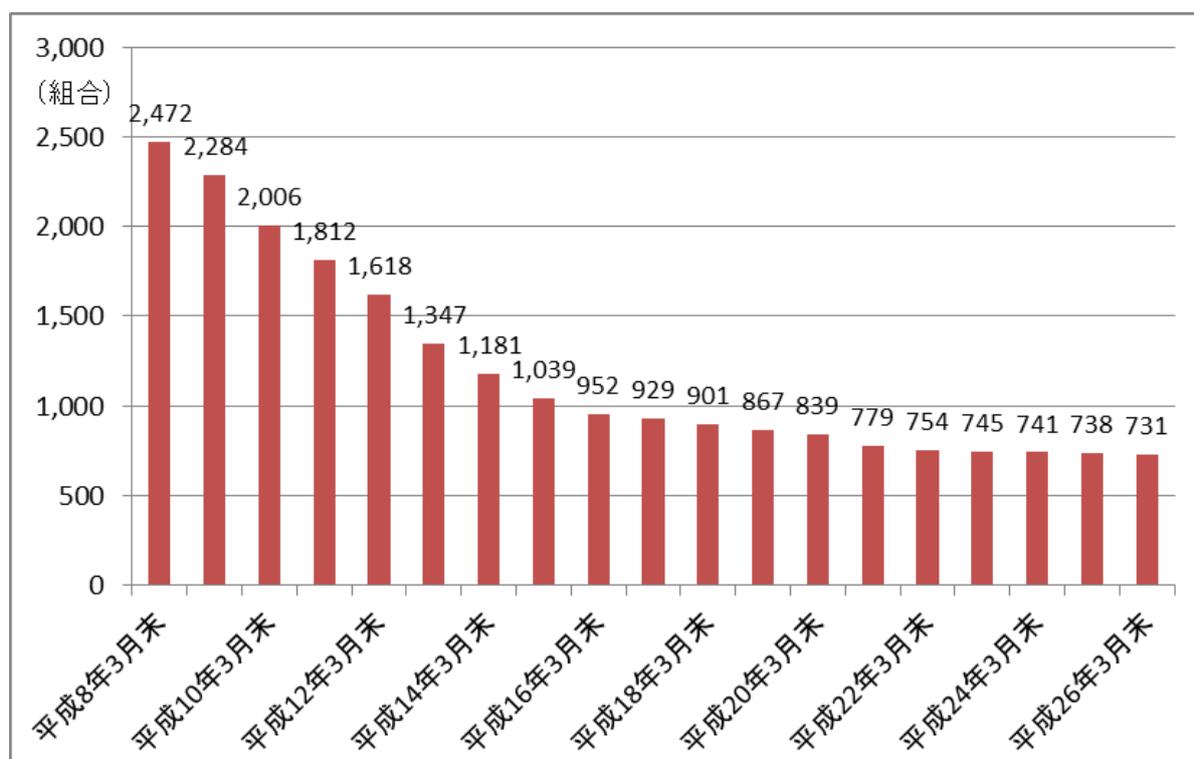
農協は、組合員の農業経営改善や生活向上のための指導事業、農産物の集荷・販売や生産資材の供給を行う経済事業（販売・購買事業）、生命共済などを扱う共済事業、貯金や資金貸付などの金融サービスを提供する信用事業などを営んでいる。なお、実際に営む事業は個々の農協により異なることがあるようである。

ここでは、信用事業を行う農協を前提に話を進める（以下「農協」とのみ表記した場合も、原則として、信用事業を行う農協を指している）^(注2)^(注3)。

(注2) 信用事業を行う農協などは、一般に、信用事業以外に、経済、共済事業等も兼営する総合事業体であり、このことが銀行などと異なっている。それゆえに、貯金者の保護等の目的のために、預金保険機構とは別に農水産業協同組合貯金保険機構が設立されている（農水産業協同組合貯金保険法参照）。

(注3) 「信用事業」という用語は、法律により使われ方に微妙な違いがある（例えば、農業協同組合法 11 条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律 2 条 1 項 5 号、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 2 条 3 項参照）。そこでここでは、わかりやすさを優先して、「信用事業＝貯金や資金貸付などの金融サービスを提供」というイメージで用いていくことにする。

図表 総合農協（信用事業を行う農協）^(*) の数



(出所) 農林水産省「平成 25 年度農業協同組合等現在数統計」(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001119951>) より大和総研作成

(*) 農業協同組合等現在数統計では現在、総合農協を「信用事業を行う組合」（なお、このレポートでは「信用事業を行う農協」と表現している）と定義している。平成 8 年 3 月末より定義の変更があった。この点については「平成 25 年度農業協同組合等現在数統計」の「例言」の 8 参照。

【農協は再編が進んできた】

信用事業を行う農協の数の推移を見ると、平成8年3月末以降、減少が続いてきたことがわかる（前記の図表参照）。この減少の原因の中には、合併などの再編があったものと推測される（注4）。

（注4）信用事業を行う農協に限らないかもしれないが、合併が行われていることは、例えば、以下の各ウェブサイトを見るとわかる。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/sen/sien/noukyou/kumiai.htm>

<http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyosomu/1356776920078.html>

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6612/p19886.html>

<http://www.ja-yamanashi.or.jp/yamanashiJA.html>

【農協の再編に関連する法律という視点で探る】

ところで、この農協の再編（注5）にはどのような法律が関連してくるのだろうか？当然、法律だけを見ても、再編の全貌がわかるわけではないが、少し視点を変えて再編について考えるのもよいのではないだろうか。

（注5）銀行の再編や、信用金庫の再編、信用組合の再編にはどのような法律が関連してくるのかについては、以下のレポート参照。

- ・「銀行の再編に関する法律など」（堀内勇世、2014年6月24日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140624_008683.html

- ・「信用金庫の再編に関する法律など」（堀内勇世、2014年7月23日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140723_008777.html

- ・「信用組合の再編に関する法律など」（堀内勇世、2014年8月11日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140811_008839.html

【前提を考える】

再編と一口に言っても、合併など、多様な形態が存在する。ここでは、基本的な形態である、農協同士が、自身の経営戦略に基づき合併する場合を前提に考えることにする。

また、ここで掲げるのは「法律」とする。実際には各法律に関連して政省令などが存在し関係してくるが、ここで取り上げるのは「法律」だけとする。また原則、税務関連の法律などは除き、その他の基本的と思われる主だった法律を掲げることにする。

2. 主だった法律

基本的と思われる主だった法律としては、例えば次の法律が存在する。

- | |
|-------------------------|
| (1) 農業協同組合法 |
| (2) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 |

3. ワンポイント解説

(1) 農業協同組合法

農業協同組合法は、農協の根拠法である。

農協が他の農協と合併する場合には、原則として総会^(注6)の承認を得ることが必要である（農業協同組合法 65 条 1 項）。また、農協の債権者保護のための債権者異議手続を経ること（農業協同組合法 49 条、50 条 1 項・2 項、65 条 4 項）、合併に伴い登記が必要なこと（農業協同組合法 79 条）^(注7)などが規定されている。

(注 6) 総会に代わる総代会という制度が存在する（農業協同組合法 48 条、48 条の 2）。実際に、合併の決議が総会ではなく総代会で行われることが想定される。総代会において合併の決議をしたときは、当該農協は、その決議の日から 10 日以内に、組合員（普通出資者。なお、注 6 では准組合員と呼ばれるものを除く。）に決議の内容を通知しなければならないとされている。

なお農協においては、総会とは組合員が参加する会合（農業協同組合法 46 条参照）であり、総代会とは組合員の中から選出された総代が参加する会合（農業協同組合法 48 条参照）である。総会も総代会も議決権は一人一票である（農業協同組合法 16 条 1 項、30 条 6 項、48 条 6 項）。

(注 7) 農業協同組合法 67 条では、合併の効力は、合併に関する登記がされることによって生じるとされている。

合併に当たっては行政庁（内閣総理大臣、農林水産大臣、都道府県知事など）の認可を得なければならないとされている（農業協同組合法 65 条 2 項、98 条参照）。

（2）協同組織金融機関の優先出資に関する法律

農協によっては、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づく優先出資が存在することも考えられる^{（注 8）}。その場合、合併に際して、優先出資者総会による決議が必要になり得る（協同組織金融機関の優先出資に関する法律 32 条）。

（注 8）「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づく協同組織金融機関の優先出資証券は、金融商品取引法の有価証券である（金融商品取引法 2 条 1 項 7 号）。それゆえ有価証券の募集などに当たる場合、開示規制などがかかってくる（金融商品取引法 2 条 3 項、4 条など）。

4. 参考

今回取り上げた農協同士の合併とは直接関係はないかもしれないが、以下の法律について、参考までに少し触れておくことにする。

- （1）農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下、再編強化法）
- （2）農水産業協同組合貯金保険法
- （3）金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、金融機能強化法）
- （4）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）

（1）再編強化法

再編強化法は、平成 13 年に「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」が改正されてできた法律である^{（注 9）}。農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等（例えば、農林中央金庫の会員であるとともに信用事業を行う農協。再編強化法 2 条 1 項）による信用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るための措置などが規定されている。

(注 9) 農林中金推進統括部部長代理・逸見尚人著「新たな農協金融システムの構築に向けてー J Aバンク構想が目指すものー」(農林金融 2001. 10) (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0110re2.pdf>) の 15 - 587 と表示されたページには、次の記述が存在する。

その結果、従来の農林中金と信連との統合法（「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」）をベースに、「一体的事業運営」や「実効性ある破綻未然防止システムの確立」等を主眼として構築される「新たな農協金融システム」が十分に機能し、全体としての信頼性向上に資するよう、「J Aバンク法」（正式名は「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）として全面的な改正がなされ、J Aグループとしての取組みに制度面での裏付けが図られたところである。

例えば、農林中央金庫は、特定農水産業協同組合等に信用事業の再編・強化のための指導を行うことができるとされている（再編強化法 3 条）。

また、農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編等の時に、農林中央金庫の要請を受けて、再編当事者たる特定農水産業協同組合等の優先出資の引受け等の必要な支援業務を行う指定支援法人^(注 10) という制度が存在している（再編強化法 32 条、33 条など参照）。

(注 10) 指定支援法人としては、例えば、「一般社団法人ジェイエイバンク支援協会」が指定されている。この指定については、「金融庁告示・農林水産省告示第一号（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条に規定する業務を行う者を指定する件）」(<http://www.fsa.go.jp/common/law/kokuji/20020116kinnou1.pdf>) 参照。

再編強化法では、特定農水産業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に事業譲渡することができる（再編強化法 24 条）^(注 11)。

(注 11) これは、特定農水産業協同組合等の一種である信用事業を行う農協や信用農業協同組合連合会（農業協同組合連合会の一種。以下、信連）から農林中央金庫への信用事業の譲渡が可能であるということである（再編強化法 2 条、24 条参照）。

その他の再編についても、参考までに触れておく。

信用事業を行う農協から信連への信用事業の全部又は一部の事業譲渡や、その逆の事業譲渡、そして農協と信連の合併は、農業協同組合法上で可能とされている（農業協同組合法 5 条、50 条の 2、65 条参照）。

また、特定農水産業協同組合等に含まれる信連から農林中央金庫への信用事業の全部又は一部の事業譲渡は、再編強化法 24 条の下、可能とされている。そして、再編強化法 8 条の下、「信用農水産業協同組合連合会」の一種である信連は、農林中央金庫と合併することができる（農林中央金庫を

存続会社とする合併に限られる。再編強化法 2 条、8 条参照)。

なお、農林中央金庫と信連の再編など一定の場合には、農水産業協同組合貯金保険法の適用に当たり、再編後 1 年間、保険で保護される貯金等の限度額につき特例が存在する（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法 15 条）。

(2) 農水産業協同組合貯金保険法

農水産業協同組合貯金保険法は、信用事業を行う農協などの貯金者保護ために設立されている「農水産業協同組合貯金保険機構」（以下、貯金保険機構）の根拠法である^(注12)。

(注 12) 注 2 や、貯金保険機構の以下のウェブサイト参照。

http://www.sic.or.jp/html/menu_1_2_1.html

この法律には、再編強化法の指定支援法人が、農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編当事者たる農協の優先出資の引受け等の支援業務を行う場合に、貯金保険機構がその指定支援法人に資金援助を行える旨の規定も存在する（農水産業協同組合貯金保険法 62 条の 2 参照）^(注 13)。

(注 13) 注 10 参照。

(3) 金融機能強化法

再編強化法の下では、農林中央金庫が特定農水産業協同組合等に該当する農協などから信用事業の譲渡を受けられるなどとされており、農協などの再編において農林中央金庫が重要な役割を果たし、信用事業の強化等を図ることが想定されている。

そのようなことも考慮されていると思われるが、農林中央金庫の優先出資の引受け等を、預金保険機構などが行えるとする枠組みも設けられている（金融機能強化法 34 条の 2 参照）。ただし、この金融機能強化法の仕組みは、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日までと期限が定められている（金融機能強化法 34 条の 2）。

(4) 独占禁止法

独占禁止法 15 条では、会社の合併につき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合などに禁止するとともに、一定の場合の届出義務を規定している。しかしながら農協はこの場合の「会社」ではないと考えられるので、農協同士の合併にはこの規定は適用

されないのではないかと考えられる^(注14)。

(注 14) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の第 1 の 1 (2) 参照。そこには、株式保有に関する項目にある記述であるが、「『会社以外の者』とは、会社法等で規定される株式会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社又は外国会社以外の者をいい、事業者であるか否かを問わない。具体的には、財団法人、社団法人、特殊法人、地方公共団体、金庫、組合、個人等株式を保有し得るすべての者が含まれる。」とある。ここで「組合」には農協が含まれると考えられるので、この記述によれば農協は「会社以外の者」であって、「会社」ではないということになる。

独占禁止法 22 条では、一定の要件 (4 要件) を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合^(注15)については、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除いて、独占禁止法の適用はないとされている^(注16)。

(注 15) 農業協同組合法には、ある条件を満たせば、独占禁止法 22 条の一定の要件 (4 要件) の一部を満たすとみなす規定が設けられている (農業協同組合法 9 条)。

(注 16) 農林水産省の以下のウェブサイト参照。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_dokusen/index.html

ただし、独占禁止法 14 条では、「会社以外の者」が会社の株式を保有して一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には保有が禁止されている^(注17)。この場合の「会社以外の者」には、農協も含まれ得るものとする。

(注 17) 「会社以外の者」については注 14 を参照。